

1. 「指定研修」とは

別添 1（地価公示関連研修指定基準）に則った内容の研修で、本会地価調査委員会及び研修委員会において、地価公示鑑定評価員の委嘱決定に係る参考資料として考慮される予定の対象として指定したものをいいます。

2. 参考資料の位置付け

「委嘱決定の参考資料」とは、令和 3 年地価公示評価員の申請において、「指定研修」の受講履歴を鑑定評価員委嘱決定の審査の際に参考資料として考慮される予定であることをいいます。

3. 対象となる地価公示鑑定評価員

「指定研修」の受講履歴については、新規募集、継続募集とも、委嘱決定の参考資料として考慮される予定です。

4. 「指定研修」の履修単位数

「指定研修」の履修単位数を指定、義務化することは考えられていません（令和元年度研修実施計画に基づく「研修目標履修単位（15 単位）」については、地価公示鑑定評価員の委嘱決定の参考資料とは関係ありません）。

5. 受講履歴の提供方法

国土交通省に対する令和 3 年地価公示鑑定評価員の申請に係る研修受講履歴の提供方法については、鑑定評価員の募集に際し、同意した者について行われる予定です。

6. 指定研修の対象期間

令和 3 年地価公示鑑定評価員の委嘱決定に係る参考資料として考慮される予定の「指定研修」の受講履歴については、平成 30 年 3 月 1 日から令和 2 年 2 月 28 日の期間内に受講した、以下の研修となります。

- ・連合会（JAREA-e 研修含む）及び地域連合会、都道府県士協会において実施した研修のうち、「指定研修」として認定されたもの。
- ・JAREA-e 研修における「指定研修」については、上記期間内に修了したもの（原則として、確認テストにおいて合格点に達し、単位認定されたもの）。